

生成AIと知的財産

長野県知財総合支援窓口 久保 順一

1. はじめに

生成AI（生成型AI、生成的人工知能）については、2023年5月にG7広島サミットで国際ルール作りが議題として取り上げられ（広島AIプロセス）、その後もオンラインで検討が継続しています。また、多くの情報関係の研究機関や、文化庁、特許庁でも活用のための研究が進められています。合せて、身近な新聞等でも、社会に貢献する点や課題等について報道の対象として多数取り上げられています。



そこで、本稿では生成AIについて知的財産面から検討し、その結果をお知らせします。

2. 生成AIについて

①「生成AI（生成型AI、生成的人工知能）」とは、人工知能（AI）を使って新しいデータや情報を作り出す技術を言います。生成できるデータには、文章（テキスト）、音声、画像など多くの種類がありますが、現在は、言語・音声生成や動画・画像生成が注目されています。

②AIの歴史

「AI（人工知能）」は、1950年代に「チューリングテスト」（英国人チューリングの提案による、機械が人間的であるかの判定テスト）として始まりました。第一次AIブームは、1960年代に始まったもののコンピュータ性能の限界によって収まっていました。その後1980年代以降第二次ブームとなり、さらに、2000年代にはコンピュータ性能の向上と普及により急激に広まっています（第三次AIブーム）。

このような中で「生成AI」が注目されるようになっていきます。火付け役は、2022年11月に公開された「ChatGPT（[®]）」と云われています。現在はさらに画像生成、テキスト（文書や対話）、生成動画、生成音声等に広がり、そして多くの企業が参入しています。

以下に、それぞれの動向を知的財産面から探求します。

3. 特許出願

①出願件数の推移（第1図）

J-P l a t P a t（特許情報プラットフォーム）にて、全文に「生成AI」または「生成型AI」の語を含む特許出願を選択し、さらにその語が本テーマを意味しているか確認し、再度抽出しました。

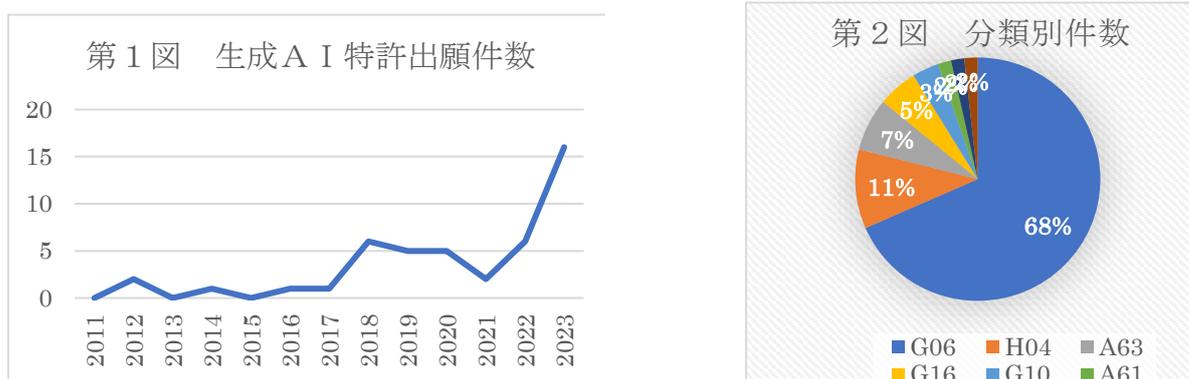
その結果、現在公開されている出願のうち45件が該当し、その件数の推移を第

1 図、特許分類（IPC）を第 2 図に示します。

「生成（型）AI」の語は、特許出願では、2012年にゲームメーカーから始まりましたが2017年までは年1件又は0件でした。2018年から数社が参入し、2023年から急増しています。最近の増加であって大半は出願から1年半の公開時期前であると思われるため、実際にはさらに多くの出願がされていると推定されます。

②特許分類（第2図）

G06（計算または計数）が68%と多く、H04（電気通信技術）が11%で続いています。なお、G06の内訳はG06F（電氣的デジタルデータ処理）が多くを占めています。



4. 意匠登録

現状の意匠分類の区分けでは生成AIに直接絞り込むことが困難であるため、「意匠に係る物品の説明」内に「AI」の語がある登録を検索し、その上で内容を確認して本テーマに該当するものを抽出しました。

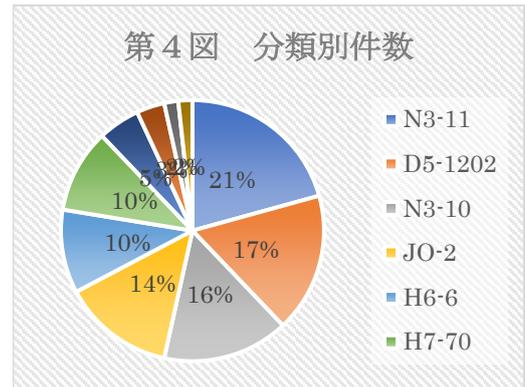
① 出願件数の推移（第3図）

2018年に集中的に出願があり、翌年には1件に減少しましたが、その後徐々に増えています。

2018年の集中的出願は、ソニー株式会社及びその関連会社によるものであり、前者では自動調理、後者では細胞の培養が対象になっています。また、2021年以降には、某農薬メーカーの出願が多いことが特徴的です。

② 分類別件数（第4図）

意匠分類別に見ると、N3-11（グラフィカルユーザーインターフェース）が21%、D5-1202（調理装置）17%、N3-10（グラフィカルユーザーインターフェース領域区分型）16%、J0-2（ロボット）14%と分散した件数になっています。



5. 商標出願

(1) 「AI」について (第5図)

J-P l a t P a tにおいて、標章 (? A I) × 称呼 (? エイアイ) × 類似群コード (1 1 C 0 1 (9類) + 4 2 P 0 2 (4 2類)) で検索を行いました。なお、1 1 C 0 1は電子応用機械器具、4 2 P 0 2は電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守を表わします。

この結果、2017年から増え、更に、2023年には急激に増加しており、最近数年間で社会的に注目されるようになったことが確認されました。

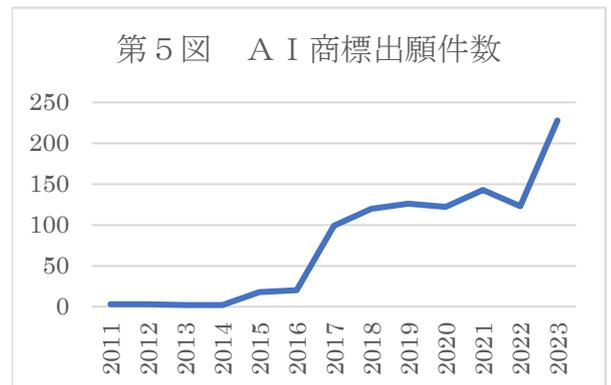
なお、意匠・商標共に調査項目を絞り込んであるため、数字的には正確とはいえませんが、動向や傾向は把握できると思われます。

(2) 「GPT」、「CHAT GPT」について

同語を含む商標は、2023年に40件以上の新規出願がされていますが、アメリカのOpen AI社の日本における権利との関係が課題です。

「GPT」とはOpen AI社が開発した言語モデルであり、日本でも商標登録がされています。また、「CHAT GPT」は国際登録がされています。

これにより、「GPT」や「CHAT GPT」の使用には、権利侵害にならないように注意が必要です。



6. 新聞記事 (第6図)

報道による取扱いは国民の関心度合いを表わすと共に、報道の内容は独自であって知的財産の一種とも解されますので、地元新聞におけるAIに関する報道数の推移を調べてみました。

「AI」のみでは的外れになる場合が多いため、「人工知能」や「生成AI」の語を含む記事に絞って調査を行いました。

この結果、「人工知能」を含む記事は8年以上



前から継続的に存在していますが、2023年2月に急増しています。その後、若干減少気味ではありますが、多くの件数が維持されています。

「生成AI」は、2021年9月に初めて登場し、その後ほとんど取り上げられていませんでした。しかし2023年5月（広島サミットの時期と一致します）から急増し、同月をピークにほぼ同数が維持されています。

7. 生成AIと著作権の関係

①生成AIは、コンピュータが学習したデータを元に利用者の指示に基づいて新しいデータや情報を生成し、提供します。

この場合、著作権との関係が課題になります。なお、著作権は各国独立の権利ではなく、一度発生したならばほぼ全世界（条約締結国間）で同時に保護されるようになる権利です。そこで、国会では、AI生成に関する法的な取り扱いを明確にするよう2018年に著作権法第30条第4項を制定しています。

これにより、AI学習用に写真や文書等のデータを利用する行為はあくまでも学習モデルの生成が目的であって、「思想又は感情の享受」とは云えないために、著作権法に違反しないことが明らかになりました。

但し、それによって創出されたAI生成物が元の著作物と似ている場合には、著作権の利用になって著作者の許諾が必要になる場合があります。そもそもが、著作物を活用して生成するのですから、その結果物も差異が付きにくくなっていることが考えられます。

さらに、海外においては、AIの学習用に著作物を使うこと自体が問題との見解もあり、国によって解釈が共通していません。アメリカでは、大手新聞社が、記事を許可なく学習して記事を活用した回答を生成することにより、その分の購読料や広告料の収入が得られなかったとして、チャットGPT関連企業に損害賠償やシステムの破棄を求めた訴訟が提起されています。

8. まとめ

以上のように生成AIは技術の進歩によって実現されるようになった技術であり、急激に普及が進んでいます。しかし、既存のデータを活用する技術であるため、既存の権利を侵害する恐れがあり、実際にトラブルも発生しています。これに対して、政府も、法律の範囲を明確にして技術の進展と既存の権利の両者に貢献するように努めています。

知財総合支援窓口は、このような状況や法律の適用を正しく理解して、技術及び社会生活全体の進展に努めることも役割の一つと考えます。

長野県知財総合支援窓口は、知的財産面から産業の発達や企業の活性化等の社会の健全な発達のための支援を行いますので、ご活用をお願い致します。

以上

（原稿作成 2023年12月）